

2025 年 11 月

各位

株式会社 山形銀行

**「〈やまぎん〉非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」
改定のお知らせ**

日頃は格別のご高配に預かり厚くお礼申し上げます。

このたび弊社では、令和 7 年度税制改正に伴い、「〈やまぎん〉非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」を改定させていただくこととなりましたのでお知らせいたします。

なお、改定後の新規定は、改定前よりお取引をいただいているお客さまにも適用されますので、あらかじめご了承ください。

記

1. 実施日

2025 年 11 月 10 日（月）

2. 改定内容

金融機関変更時の即時買付に係る記載事項の追加

※ 改定内容は、別紙新旧対照表をご覧ください。

【本件に関するお問い合わせ先】

事務統括部

0120-425-931

受付時間〈平日〉9:00～17:00

以 上

変更後	変更前
＜やまぎん＞非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款 (非課税口座開設届出書等の提出) 10 お客さまが当行に提出された「非課税口座開設届出書」が法第 37 条の 14 第 7 項第 2 号の規定により、所轄税務署長から、当行が受理または当行に提出することができない場合に該当する旨およびその理由の通知を受けた<u>場合、または法第 37 条の 14 第 21 項第 2 号の規定により、お客さまに係る変更届出事項もしくは廃止届出事項の提供がない場合もしくは廃止通知書に係る提出事項の提供を受けた時より前に既に当該所轄税務署もしくは他の税務署に対して同一のお客さまに係る提出事項(廃止年月日が同一のものに限る。)の提供がある場合に該当する旨およびその理由の通知を受けた</u>場合には、お客さまが開設された非課税口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないものとして取扱われ、所得税等に関する法令の規定が適用されます。 (非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い) 第 2 条の 2 お客さまが当行に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当行において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座<u>または非課税口座に設定した勘定が重複している</u>口座であることが判明し、当該非課税口座が法第 37 条の 14 第 12 項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、<u>または同条 22 項の規定により特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、</u>当該非課税口座に該当しない口座<u>または特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定</u>で行っていた取引については、その開設<u>または設定</u>のときから一般口座での取引	＜やまぎん＞非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款 (非課税口座開設届出書等の提出) 10 お客さまが当行に提出された「非課税口座開設届出書」が法第 37 条の 14 第 7 項第 2 号の規定により、所轄税務署長から、当行が受理または当行に提出することができない場合に該当する旨およびその理由の通知を受けた場合には、お客さまが開設された非課税口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないものとして取扱われ、所得税等に関する法令の規定が適用されます。 (非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い) 第 2 条の 2 お客さまが当行に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当行において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が法第 37 条の 14 第 12 項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当行において速やかに特定口座への移管を行うことといたします(非課税口座開設

として取り扱わせていただきます。その後、当行において速やかに特定口座への移管を行うことといたします（非課税口座開設届出書の提出時に特定口座開設済みのお客さまに限ります）。

（特定累積投資勘定の設定）

- 4 特定累積投資勘定は、2024年以後の各年の1月1日（非課税口座開設届出書（廃止通知書が添付されたものを除きます。）が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「廃止通知書」の提出または提供があつた場合は、税務署から当行にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の当該廃止通知の提出または提供があつた日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に当該廃止通知の提出または提供があつた場合には、同日）に設けられます。

（非課税口座年間取引報告書の送付）

第13条 当行は、法第37条の14 第35項および施行令第25 条の13 の7の定めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までに所轄税務署長に提出します。

（非課税口座の廃止）

第15 条 この契約は、投資信託受益権振替決済口座管理規程第18 条のいずれかに該当したとき、もしくは次の各号のいずれかに該当したときは、それぞれに掲げる日に解約され、お客さまの非課税口座は廃止されるものとします。

- ①お客さまが当行に対して第7条第1項に定める非課税口座廃止届出書をご提出されたとき （当該提出日）
- ②お客さまが当行に対して法第37条の14第23項第2号に定める出国届出書をご提出されたとき （出国日）

届出書の提出時に特定口座開設済みのお客さまに限ります）。

（特定累積投資勘定の設定）

- 4 特定累積投資勘定は、2024 年以後の各年の 1 月 1 日（非課税口座開設届出書（廃止通知書が添付されたものを除きます。）が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「廃止通知書」が提出された場合は、税務署から当行にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の 1 月 1 日前に提供があつた場合には、同日）に設けられます。

（非課税口座年間取引報告書の送付）

第 13 条 当行は、法第 37 条の 14 第34項および施行令第 25 条の 13 の 7 の定めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年 1 月 31 日までに所轄税務署長に提出します。

（非課税口座の廃止）

第15 条 この契約は、投資信託受益権振替決済口座管理規程第18 条のいずれかに該当したとき、もしくは次の各号のいずれかに該当したときは、それぞれに掲げる日に解約され、お客さまの非課税口座は廃止されるものとします。

- ①お客さまが当行に対して第7条第1項に定める非課税口座廃止届出書をご提出されたとき （当該提出日）
- ②お客さまが当行に対して法第37条の14第22項第2号に定める出国届出書をご提出

③非課税口座を開設しているお客さまが、出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき（法第37条の14第27項前段の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日） ④施行令第25 条の13 の5に定める非課税口座開設者死亡届出書の提出があった場合（当該非課税口座開設者が死亡した日） ⑤やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき（当行が定める日） 附 則 第1条 この約款は、2024 年 1 月 1 日より適用します。 <u>第2条 この約款は、2025 年 11 月 10 日より適用します。</u>	されたとき（出国日） ③非課税口座を開設しているお客さまが、出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき（法第37条の14第26項前段の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日） ④施行令第25 条の13 の5に定める非課税口座開設者死亡届出書の提出があった場合（当該非課税口座開設者が死亡した日） ⑤やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき（当行が定める日） 附 則 第1条 この約款は、2024 年 1 月 1 日より適用します。
--	---